九州大学における寄附により取得する株式等の取扱いに関する規程

令和３年度九大会規第５号
制　　定：令和　４年　３月３１日
最終改正：令和　６年　６月２７日
（令和６年度九大会規第３号）

（趣旨）

第１条　九州大学（以下「本学」という。）における寄附により取得する株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の取扱いについては、国立大学法人九州大学寄附金取扱規程（平成１６年九大会規第６号。以下「寄附金規程」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（受入れの基準）

第２条　株式等の寄附は、寄附目的が本学の業務に資する場合で、寄附条件が本学の業務を不当に拘束することがない場合に受け入れることができるものとする。

（受入れの制限）

第３条　寄附金規程第６条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、株式等を受け入れることができないものとする。

(1)　寄附者及び株式等の発行会社の社会的な立場及び信用度に問題があるとき。
(2)　本学が総株式の過半の比率を占めるとき。
(3)　その他総長が本学の運営に支障があると判断したとき。

（受入れの決定）

第４条　寄附金規程第３条及び第４条第２項に規定する専決にかかわらず、部局長は、株式等の寄附の申込みがあったときは、当該株式等の受入れについて、教授会等の議を経て、総長に申請するものとする。

２　総長は、前項の申請があった場合は、次の各号に掲げる事項を書面等により確認し、本学の教育研究上有意義であり、かつ、適当と認められるものについて、受入れの決定をするものとする。

(1)　寄附者の住所及び氏名
(2)　寄附株式等の内容
(3)　寄附の目的及び条件
(4)　その他必要な事項

３　総長は、株式等の寄附の受入れを決定したときは、当該部局長に通知するものとする。

４　申込みのあった株式等を九州大学基金規程（平成２２年度九大規程第８号）第５条第２項に規定する特例寄附資産として九州大学基金において管理する場合の取扱いは、同規程その他本学の諸規則等に定めるところによる。

（議決権の行使）

第５条　本学は、株式を保有している間における株式の発行会社に対する経営参加権等の共益権は、原則として行使しない。ただし、当該権利を行使しないことにより当該発行会社の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合等例外的かつ緊急避難的

な場合においては、総長が当該権利を行使するものとする。

（使途の制限）

第６条　株式等の売却収入及び配当金は、その寄附目的以外に使用してはならない。

（株式等に係る管理及び売却等）

第７条　寄附により取得した株式等の管理、売却及びこれに係る事項は、別に定める。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年度九大会規第３号）

この規程は、令和６年７月１日から施行する。